

(仮称) 南信濃診療所の公設設置について

健康福祉部保健課

- ・南信濃地区を無医地区としないため、公設診療所を設置したい。
- ・国保特別調整交付金を使い、公設公営で国民健康保険直営の診療所を設置したい。
- ・設置場所は、ヨシマルヤストアー西側に新たに土地を取得し、診療所を新築したい。

1 主な経過

年 月	内 容
令和3年6月25日	南信濃地区の市長と語るまちづくり懇談会が開催され、「へき地診療について無医地区とならないためにできること」について懇談
令和3年11月	健康福祉部内で「指定管理、委託、医師雇用による運営方法」を検討 【結果】あらゆる運営方法を検討し民間病院へも打診してみたが、調整がつかなかった。よって、直営による医師雇用が妥当
令和4年5月24日	南信濃まちづくり委員会から「公設診療所の設置要望書」が提出された
令和4年7月7日	山崎医院より「南信濃地区の医療の確保に関して（要望）」が提出された。現存の診療所の老朽化により運営継続は困難との内容。
令和4年7月14日	南信濃地区の市長と語るまちづくり懇談会が開催され、「公設診療所の設置」について市の方針、考え方を質問された 【回答】公設診療所の設置について手続きを進める
令和4年11月1日	南信濃まちづくり委員会から「公設診療所の設置場所に関する要望書」が提出された

2 診療所の設置について

(1) 公設診療所の設置に関する考え方

- ・飯田市内 20 地区において、民間、公設を問わず各地区に 1 つ以上の診療所があり、一次医療を確保している。現在、南信濃地区には山崎医院（週 2．5 日開院）がある。
- ・山崎医院は施設の老朽化が著しく、医院長より数年中に限界を迎えるとの話があり、民間で新しく移設開業するのは困難なため、南信濃地区を無医地区にしないよう新しい診療所の公設を要望されている。
- ・以上のことから公設診療所を設置する方向で検討を進めてきた。

(2) 設置方針

- ・南信濃地区を無医地区としないため、公設診療所を設置する。
- ・国民健康保険直営診療施設は、国民健康保険法第 82 条に規定する保健事業（特定健診、疾病の予防等）を行う施設である（国民健康保険被保険者だけでなく、誰でも利用できる診療施設）。
- ・赤字運営の場合、運営費補助が見込める国民健康保険直営診療所として公設設置とする。

(3) 設置場所

- ・①災害想定区域の状況、②診療所が食料品店や金融機関等と一体的に利用できること、③国道に面しており利用しやすいこと等からヨシマルヤストアー西側の南信濃和田 434 番地 1、435 番地 1、440 番地 1 を候補地とし、市が用地取得する（用地は農振農用地であり、農振除外の申請が必要である。）。

(4) 建設に係る財源等

- ・ 建設時点において民間の山崎医院が運営されており、長野県の医療施設運営等補助金や特別調整交付金の補助要件（半径 4 k m 以内に他の医療機関がないもの）を満たさないため、対象外。
- ・ 過疎債の充当を想定。

3 診療所の運営について

(1) 運営方法

- ・ 医師・看護師・医療事務を会計年度任用職員として雇用し、運営する。

(2) 運営に係る財源等

- ・ 国の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（特別調整交付金）の交付の条件に該当する見込み。

4 手続き、スケジュール

以下の手続きを経て、最短で令和 7 年度に開設を想定

- ・ 農振除外、農地転用手続き
- ・ 用地取得、実施設計、建築工事
- ・ 診療所条例の改正、開設届出